GAP研修会 開催要領

1 目 的

令和4年度から環境保全型農業直接支払交付金の事業要件が「国際水準GAPを実施すること」から「持続可能な農業生産に係る取組を実施すること」に変更され、取組を実施するにあたって、「みどりのチェックシート」に掲げる項目の実践と実践状況の確認が必要となっている。また、GAPは食品安全、環境保全及び労働安全等の持続可能性を確保するために農業者が実践する生産工程管理の取組であることから、GAPの意義と重要性を理解するとともに、「持続可能な農業生産に係る取組」や「みどりのチェックシート」の理解度を高めるため、研修会を開催する。

2 日時及び会場

開催日時	開催場所	参集範囲
令和5年10月2日(月) 13:30~16:30 (受付13:00~)	浜松総合庁舎 9階 901、902 会議室 浜松市中区中央 1-12-1	浜松市、湖西市、JA 職員、 浜松市、湖西市内農業者
令和5年10月3日(火) 13:30~16:30 (受付13:00~)	北遠総合庁舎 4階大会議室 浜松市天竜区二俣町鹿島559	浜松市、湖西市、JA 職員、 浜松市内農業者(天竜区他)

3 内容

(1) 講演 「GAP」の意義と重要性について

講師:安心農業株式会社 藤井 淳生氏 (午後1時30分~4時)

(午後4時~4時30分)

- ア GAPの基礎、基本的考え方
- イ 農薬管理等、農場におけるリスクについて
- ウ 農作業安全及び作業記録の重要性 など
- 4 主 催 静岡県西部農林事務所
- 5 参加費 無料

(2) 質疑応答

- 6 申込み 別紙1に必要事項を記入の上、9月20日(水)までに静岡県西部農林事務所天 竜農林局地域振興課に報告(FAX又はメール)。
- 7 その他 環境保全型農業直接支交付金の取組者には、受講証明書を発行する。

【別紙】

静岡県西部農林事務所 天竜農林局地域振興課 清水 あて ファクス: 053-926-2192 メール : seinou-ten-chiiki@pref. shizuoka. lg. jp GAP研修会の出席者報告 報告者 所属 氏名 第1回研修会 10月2日(月) 浜松総合庁舎 担当者 · 農業者 役 職 氏 名 第2回研修会 10月3日(火) 北遠総合庁舎 担当者 · 農業者 役 職 氏 名

※ 9月20日(水)までに報告をお願いします